

東京都キャップ&トレード制度
第6回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和5年4月28日（金曜日）
14:00～16:43 オンライン会議

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 第5回専門的事項等検討会での主なご意見について
- (2) 制度概要と改正の方向性について
- (3) これまでの検討事項の整理等について
- (4) トップレベル事業所認定制度の改正内容について
- (5) 中小規模事業所対策

地球温暖化対策報告書制度の制度強化について

3 閉 会

【配布資料】

資料 1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料 2 第 5 回専門的事項等検討会での主なご意見について

資料 3 制度概要と改正の方向性について

資料 4 これまでの検討事項の整理等について

資料 5 トップレベル事業所認定制度の改正内容について

資料 6 地球温暖化対策報告書制度の制度強化について

資料 7 今後の制度検討スケジュール

参考資料 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会設置要綱

1 開 会

(1) 東京都あいさつ

(2) 委員紹介

○大谷総量削減課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより第 6 回東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開会いたします。

私は、東京都環境局気候変動対策部の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事進行中、傍聴の方は発言できませんので御承知おきください。

本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本検討会の委員及び臨時委員の皆様の御紹介でございますが、資料 1 にございますとおり、委員及び臨時委員の皆様は前回と同様でございますので、個別の御紹介は控えさせていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高村座長にお願いしたいと思います。高村座長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 第 5 回専門的事項等検討会での主なご意見について

○高村座長 ありがとうございます。皆様、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

早速ですが、本日の議事を進めてまいります。

本日の会合は、第四計画期間の東京都のキャップ&トレード制度、そして地球温暖化対策報告書制度について、これまで委員の先生方に御検討いただいていたけれども、これまでの検討事項を整理をしていくという位置づけの会合でございます。

それでは、まず議事の(1)であります、「第 5 回専門的事項等検討会での主なご意見について」ということで、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 では、事務局のほうから、資料に基づきまして「第 5 回専門的事項等検討会での主な御意見について」御説明いたします。

まず、キャップ&トレード制度の「制度対象」に関しましては、非化石燃料の取扱いや

フロンガスの取扱い、熱の環境価値の充当等について御意見をいただいております。

続いて、「義務履行手段」に関しましては、義務履行に充当できるクレジットの価格や種類、創出方法等について御意見をいただいております。

続いて、「トップレベル事業所認定制度」に関しましては、認定基準や持続可能な低炭素資材の利用、より魅力的な認定制度への工夫について御意見をいただいております。

続いて、地球温暖化対策報告書制度に関しましては、今後、排出量削減を進めるために必要な任意提出事業者の取組や義務提出者の対象要件、評価制度で使用するランクの名称等について御意見をいただいております。

最後に、全体を通じて、各制度の関係が分かるよう、資料の提示方法等について御意見をいただいております。

これらの御意見も含め、本日の第 6 回専門的事項検討会では、主にこれまで議論いただいた検討事項を整理しております。

以上が資料 2 の説明となります。高村座長よろしく申し上げます。

○高村座長 ありがとうございます。ただいま資料の 2 について事務局から御説明いただきましたけれども、こちらについて、委員の先生方から御意見、御質問などがございましたら、通例でございますけれども、Zoom の挙手機能を使ってお知らせいただけますでしょうか。いかがでしょうか。

前回の第 5 回の検討会の内容のサマリー、主な意見を御紹介いただいたかと思えます。もし、特にこの内容について御意見がないということでしたら、また改めて、本日の議事の中で、追加的な御意見、御質問いただければと思います。

(2) 制度概要と改正の方向性について

○高村座長 続きまして、議事の(2)に移ってまいります。

議事の(2)はキャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度、その制度の概要と改正の方向性についてであります。

こちら事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 続いて事務局から、資料 3 に基づきまして、「キャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度の概要と改正の方向性」について御説明いたします。

初めに、「本日の検討事項について」お示ししております。

本日の検討会では、一部継続して検討が必要な事項も含め、第 5 回検討会までの検討事項について整理を行っております。このため、本検討会の構成としましては、これまでの制度の成果や改正の方向性等について、各制度の具体的な改正内容と併せて御説明させていただきます。

なお、今後のスケジュールとしましては、本日の検討会の内容を踏まえて、5 月以降に

パブリックコメントを実施後、トップレベル事業所認定制度に関わる検討会、第7回の本検討会を経て、第四計画期間の制度について決定・公表することを想定しております。

まず初めに、本資料の構成についてお示ししております。「2030年度に向けた都の方向性」から順に説明いたします。

初めに、「東京が果たすべき役割と目指す将来像」についてです。東京が目指すべく東京の姿を「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」とし、気候危機、エネルギー危機等を克服した持続可能な都市を目指すこととしております。

続いて、「カーボンハーフに向けた制度強化・拡充の方向性」についてです。

東京都内のCO2排出量の約7割が建物に起因しており、「2030年カーボンハーフ」に向けては、新築・既存建物対策やエリア等へのエネルギー供給等、建物への効果的な脱炭素化施策の展開が必要となります。これらの取組のうち、本検討会で議論している二つの制度は、既存建物における対策に位置づけられております。

続いて、「各制度の概要とこれまでの成果」について説明いたします。

初めに、「各制度の対象範囲」についてです。本検討会の検討範囲である各制度が、産業・業務部門全体でどのように位置づけられているかを整理しております。

都内の排出量に占める業務・産業部門の割合は約48%であり、事業所の規模に応じて、キャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度のいずれかの対象となります。また、キャップ&トレード制度において取組が優良な事業所を、トップレベル事業所として認定しております。両制度の対象となる事業所等の内訳については、それぞれ図中に示すとおりとなっております。

続いて、「各制度のこれまでの成果」についてです。キャップ&トレード制度では、基準排出量から約33%の削減をしております。また、地球温暖化対策報告書制度では、継続して制度に参加している事業所において、2009年度比で約21%の削減となっております。

次に、「2025年度以降の各制度の改正の方向性」について御説明いたします。

初めに、「これまでの経緯と2025年度以降の制度のあり方・方向性」についてです。キャップ&トレード制度の前身の地球温暖化対策計画書制度を経て、2010年からキャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度を開始しております。制度開始以降も、制度の強化を継続し一層のCO2削減を行いながら、着実な制度運用を図ってまいりました。

2021年度に公表した「2030年カーボンハーフ」に向けて、2025年度以降の制度においては、事業所の省エネのさらなる深掘り及び再エネ利用拡大を促進する制度への改正を行う必要がございます。

続いて、「キャップ&トレード制度の強化の方向性」についてです。先ほど御説明した第四計画期間の方向性に加え、本資料左下にありますとおり、脱炭素対策や再エネ利用に関する制度対象事業所を取り巻く動向も変化しております。加えて、昨今のエネルギー価格の高騰により、経済性の観点からも省エネ対策の重要性が一層高まっております。

これらの状況を踏まえ、対象事業所の対策をさらに底上げする方策、再エネ利用をさら

に進める方策、積極的な取組を後押しするインセンティブ策の三つの方向性で制度強化を検討してまいりました。

続いて、「地球温暖化対策報告書制度の強化の方向性」についてです。地球温暖化対策報告書制度においては、目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告、再エネ利用に関する報告書の拡充、積極的な取組を後押しするインセンティブ策の三つの方向性で制度強化を検討してまいりました。

以上が資料3の説明となります。高村座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長 どうもありがとうございました。ただいまの資料3について、キャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度の概要、そして改正の大きな方向性について御説明をいただいたところであります。こちら、委員の先生方、御意見、御質問がございましたら、Zoomの挙手機能を使ってお知らせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。それぞれ制度の方向性強化の確認をしてまいりますけれども。

諸富先生、お願いいたします。

○諸富委員 意見というわけではなくて単純なコメントですけれども、今ちょうど見せていただいている資料がすごく印象的で、現状が主として省エネが一番削減に貢献する形になっていて、あと再エネが二つ、これは設置と調達ですか。サイトで設置する場合と、自らのサイトで発電するものと、それから遠隔地から何らかの手法で持ってくる手法と、これは現在マイナーな手法ですけれども、それが2030年にはかなり大きくなってきて、しかも都内でなかなか調達が難しいので、外から持ってくるのが結構30年には増えてきて、50年に恐らくカーボンゼロになる。そのときというのは、省エネも非常に重要な手段でありながら、やはり再エネが非常に大きくなってきて、しかも調達がかなり大きい形になってくると。このイメージを少し共有しておくことも大事ななという、それだけのコメントでございます。

○高村座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私から2点発言させていただいてよろしいでしょうか。お示しいただいている内容について異論があるということではありません。最初のところのなぜ東京都がこうした方向性で対策を強化しようとしているのかということがスライドの前半のところに御紹介されていると思うのですがけれども、二つと言いましたのは、二つの要素、この後パブリックコメントにかけていただく際の資料の中に入れていただきたいという意味でありますけれども、一つは、3月に出ましたIPCCの第6次評価報告書の統合報告書についてであります。

これは気候の変化が将来やはり非常に大きなものになる影響リスクと、それを回避する1.5°C目標、国際的に承認された目標ですけれども、それを達成するにはかなりの速度で、これは御存じのとおり25年頃には世界の排出量を頭打ちにして、その後、現状より温室効果ガスを30年に43%、35年60%といったような、かなりの規模と速度感で削減をしていくということが科学の一番新しい知見からは必要とされているという、科学の一番新しい知見については何らかの形で入れておいていただくのがいいのではないかとというのが一つ

です。

二つ目は、実際にはここに書かれている背景になっていると思うのですが、不動産についてもそうですし、事業者、企業の評価についても、こうした排出をしない不動産、あるいは排出をしないで事業を営めるということが、不動産の価値、あるいはその事業者の評価にもつながってきているという、今の大きな資本市場の状況についてもやはり触れておいていただくのがいいのではないかと考えております。

これは、もう恐らく先生方の間では共有されていて、パブリックコメントに出していくときに入れ込んでいただけるといいなと思っているところです。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 先ほどの諸富先生のコメントを聞いてちょっと気がついたことですが、最後の12ページですが、これは中小ビルということではありますけれども、2030年、2050年の姿を見たときに、再エネのところは省エネと調達で分けられておまして、従来ずっと議論しております追加性のあり・なしという議論がここではちょっと見えにくくなっているなと思いました。

恐らく調達というところに追加性があるものないものが両方混ざっていると思いますので、この追加性があるやつというのをどこまで増やしていきたいかというイメージが、この図にも入ってくるとよりいいかなと少し思いました。

中小といいましても、実際に入っているテナントさんとかというのは必ずしも中小企業ではないというところもありますので、可能な範囲でそこも御検討いただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 高村先生、どうもありがとうございます。東京都も非常にきれいにまとめていただいて、大変分かりやすくなったと思います。

7ページの図で、これが都内のCO2排出で、業務・産業分の48%のうちの4割はキャップ&トレードでしっかり見ていく。残りの60%のところは地球温暖化対策報告書制度でカバーするのですが、これをよく見ると、35%ぐらいは60万事業所で、ものすごく小さいようです。けれども、1件は1,500k1未満ですが、総量では事業者3,000k1で区切っています。前回申し上げましたけれども、下のその他の部分をどうやって対策していくかということが非常に重要です。すべて小さいのか、いろいろ連携されている事業者がいらっしゃるかというこのあたりを深掘りしていく必要があるのではないかと考えています。

左を見ると、家庭部門は今回、年間2万平米を超える住宅供給等をされている方に、太陽光に関しても設置義務ができました。ここもかなり切り込まれて断熱や省エネとか、運輸はZEVの普及、あるいは充電装置の設置等が対策されてきました。けれども、このスモールビジネスとしていますが、総量ではもう少し大きい方もいらっしゃるかもしれません。このその他の35%のところに向けて、皆さんでお知恵を出して、どうやってカーボン

ハーフ、あるいはネットゼロを目指していくか。ということが分かる、非常にいいグラフをつくっていただきましてありがとうございます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 今の田辺先生の御意見に触発されてですが、今スライドを映していただいているところの下の運輸部門の16%というところがあるかと思えます。この検討会の対象は業務・産業部門の建物の部分だという前提で、事業者さんの側に立ったときには、割と自家用車や営業車とか、車とオフィスがあって車のところで何とか対策しようとかかなり検討されていらっしゃる方も少なからずいらっしゃるかと思えますので、今回はこの対象だけでも、ここのところも関わっておられる前提で今後発信をされていかれるといいのかなと感じました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。今回の制度強化、あるいは改正の背景と基本的な方向性を示していただいている、委員の先生方からはそれをどうやってうまくコミュニケーションする工夫なり、あるいは強調していただくポイントということについて御意見をいただいたかと思えます。

何か事務局のほうから答えはありますでしょうか。

○大谷総量削減課長 ありがとうございます。おっしゃっていただいた点につきましては、今後のパブリックコメントですとか、その他の情報発信の機会に留意をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○高村座長 基本的に、内容的に問題があるという御指摘ではなかったと理解をしております。

(3) これまでの検討事項の整理等について

○高村座長 早速ですけれども、これまでの検討事項をこれから整理をしていく、確認をしていくのが本日の議論の中心だというお話をいたしました。制度改正案の中身について、議題(3)、議題(4)、議題(5)、それぞれについて説明をいただき議論を行うと。その上でそれぞれの制度も連関をしておりますので、最後にまとめて全体を通して御意見をいただくという形で進めてまいりたいと思えます。

それでは、議事でいきますと(3)、資料は4になりますが、第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度でこれまでの検討事項の整理などについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○大谷総量削減課長 それでは、資料4に基づきまして、第四計画期間の東京都キャップ

&トレード制度における「これまでの検討事項の整理等」について御説明いたします。

初めに、本資料の構成についてお示ししております。

「第四計画期間の削減義務率等の基本事項について」から順に御説明いたします。

初めに「キャップ&トレード制度の対象事業所」についてです。本制度の対象になる事業所は、分類としては三つに分かれており、いずれも年間の原油換算エネルギー使用量が1,500k1以上となる事業所となっております。こちらは第四計画期間においても、第三計画期間までと同様の取扱いを継続いたします。

続いて、本制度で指定取消しとなる要件としては、事業活動の廃止や年間の原油換算エネルギー使用量が1,000k1未満となるなど、五つの要件に分かれてございます。こちらも第三計画期間までと同様の取扱いを継続いたします。

続きまして、「実排出係数の利用、報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲」についてでございます。年度排出量の算定に使用する電気及び熱等の排出係数につきましては、実排出係数を使用することといたします。

また、報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲についてでございます。制度対象要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は、第三計画期間期間までと同様に、引き続き化石燃料といたします。

一方で、使用量及び排出量の報告対象につきましては、改正省エネ法と整合させまして、非化石燃料や再エネ等の使用量を報告対象に加えることといたします。

続きまして、「基準排出量の設定及び原油換算エネルギー使用量等の算定」についてでございます。基準排出量につきましては、各事業所のこれまでの削減努力を分かりやすく示すことや、2030年カーボンハーフに向けた部門別削減目標との整合性等の観点を踏まえまして、第三計画期間までと同様の取扱いを継続いたします。

また、エネルギー使用量及び排出量算定に使用する電気の排出係数と単位発熱量等につきましては、省エネ法・温対法で改正される数値にそれぞれ変更いたします。

続きまして、「排出量算定で使用する電気の排出係数」について、補足資料をお示ししております。年度排出量の算定に使用する電気の排出係数につきましては、これまでの検討会で提示をさせていただきましたとおり、各電気の調達方法ごとの実排出係数を使用いたします。

また、実排出係数の具体的な把握方法につきましては、電気の調達方法により異なりますけれども、東京都エネルギー環境計画書制度の仕組みを活用するなど、取扱いを検討してまいります。

同様に、こちらは「排出量算定で使用する熱の排出係数」を示しております。年度排出量の算定に使用する熱の排出係数につきましては、電気と同様に実排出係数を使用いたします。また、実排出係数の具体的な把握方法につきましては、熱の調達方法により異なりますけれども、東京都の「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」等の仕組みを活用するとともに、環境価値の充実ににつきましては、環境省が検討している「ガス

事業・熱供給事業制度」も考慮し、取扱いを検討してまいります。

続きまして、「第四計画期間の削減義務率の設定」についてでございます。第四計画期間の削減義務率につきましては、大規模事業所の目標排出量を踏まえまして、50%を提示しております。また、熱を多く利用する事業所・工場等の区分につきましては、省エネ余地等も踏まえまして、48%に設定しております。

義務率緩和措置といたしましては、医療施設の2%減少、中小企業のエネルギーが2分の1以上の事業所を義務対象外とする取扱いを継続いたします。加えて、第四計画期間からは電化率が低い事業所の削減義務率を3%減少させる仕組みを新たに導入いたします。

続きまして、こちらは「省エネ余地の考え方」についてでございます。省エネ余地につきましては、対象事業所から提出される「点検表」に記載されている対策の実施状況等を基に算定しております。その結果、熱を多く利用する事業者である区分Ⅰ-1、工場等の区分Ⅱにつきましては、オフィスビル等と比べまして2%程度の省エネ余地の差があることをお示ししてございます。

また、右上の図から対策別の省エネ余地を見ますと、ビルエネルギーマネジメントシステムの導入が最も上位となっております。

第三計画期間の検討時に最も省エネ余地が高かった高効率照明及び省エネ制御の導入につきましては、事業所での導入が進んでおり、右下の図の都で実施したアンケート結果からも、今後の削減対策としては、自動制御関係の対策が進められる可能性が高いと考えております。

続きまして、こちらは新たな削減義務率の緩和措置である電化率20%未満の事業所の取扱いについてでございます。電気の使用比率等に関する状況を踏まえ、特に追加的な対策が必要となる電化率20%未満の事業所に対しまして、第四計画期間に限り義務率を3%緩和いたします。

ただし、電化率が低だけでなく、電化が困難な事業者に対して緩和を行うという観点から、緩和を希望する事業者に対しましては、設備の電化対応が困難な理由、及び今後の設備の更新計画等の提出を求めることといたします。

こちらは、「新規事業所の削減義務率の設定」についてでございます。原則として、主に省エネ対策が反映される第三計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分である14%を加えた削減義務率である41%、または39%といたします。

これに加えまして、新たに制度対象となる事業所に対しましては、「経過措置」を設けることといたします。具体的には、第四計画期間の4年度目までは、第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を加えた31%または29%を適用いたします。また、第三計画期間の途中から参入した事業所につきましては、義務開始後5年間は、第四計画期間において削減義務率31%を適用いたします。

次に、「義務履行手段」について御説明いたします。

初めに「総量削減義務の履行手段」についてでございます。本制度では、事業所が自ら

の省エネ対策や再エネ等の利用により排出量を削減することに加え、排出量取引による削減量の調達により、削減義務制度を補完する仕組みを取り入れてございます。

第四計画期間におきましては、義務の履行手段について再エネ利用の拡大やクレジットの創出方法の一部見直しを行います。

また、第三計画期間の超過削減量やクレジットを第四計画期間の削減義務履行に利用するバンキングの仕組みにつきましては、引き続き継続いたします。

次のスライドから、自らの削減対策と排出量取引に関する具体的な内容について御説明いたします。

まず初めに、「自らの削減対策」における変更事項についてです。第四計画期間におきましては、年度排出量の算定に使用する電気及び熱の排出係数を「実排出係数」といたします。これまでの都が認定する低炭素電力及び熱を調達する仕組みや、高効率のコージェネレーションのみ削減量を減じる仕組みに比べまして、事業所の低炭素電力及び熱の選択が、より排出量削減に寄与するものとなります。

また、非エネルギー起源 CO2 や CO2 以外の温室効果ガスの削減量を義務に充当する、「その他ガス削減量」の仕組みにつきましては、第四計画期間も継続するとともに、新たに制度対象となった事業所の算定や基準排出量の変更等の課題につきまして、ガイドラインの改正等の中で検討してまいります。

続きまして、「再エネ利用に関する変更事項」についてでございます。第四計画期間におきましては、再エネ設備で発電、または製造した電気または熱を自家消費した場合につきましては、引き続き排出量算定の対象外として取り扱います。ただし、実態に即した正確な排出量を算定する観点から、自家消費した場合の削減効果を 1.5 倍にする仕組みは廃止をいたします。

また、バイオマスにつきましては、持続可能性が担保された燃料由来の電気及び熱を対象といたします。

オフサイトの再エネにつきましては、新たに排出量をゼロとして取り扱うことといたします。

なお、バーチャル PPA 由来の非化石証書は、追加性の観点から、フィジカル PPA と同様に取扱い、電気使用量から認証発電電力量を控除することといたします。

最後に、再エネ由来の証書等につきましては、これまでは再エネクレジットとしてのみ義務履行に活用できることとしておりましたが、第四計画期間からは、再エネ由来証書であるグリーンエネルギー証書及び非化石証書に限り、年度排出量の算定に反映できる仕組みを導入いたします。

続きまして、「排出量取引における変更事項」についてでございます。第四計画期間におきましては、超過削減量について創出方法を変更し、省エネ対策及びオンサイト・オフサイトの再エネ利用を促す観点から、これらの実績に応じて超過削減量が創出される仕組みといたします。具体的には、削減義務率以上に削減した箇所のオレンジの箇所の排出量に

占める省エネ対策と、オンサイト・オフサイトの再エネで削減した量をクレジットとして発行することが可能となります。ただし発行できる量は、基準排出量の 65%を上限としております。

続きまして、クレジットに関する変更事項についてでございます。都内中小クレジットの算定方法につきましては、次のページで御説明いたします。

再エネクレジットにつきましては、第三計画期間までのクレジットの算定方法等の仕組みを継続するとともに、算定に使用する換算係数につきましては、実排出係数への移行に伴い、クレジット発行年度の都内平均排出係数といたします。

都外クレジットにつきましては、第三計画期間までのクレジットの算定方法等の仕組みを継続するとともに、削減義務率の変更と合わせて削減目標率を変更いたします。

最後に埼玉連携クレジットにつきましては、埼玉県での次期制度の検討内容を踏まえまして、本制度との連携方法を検討してまいります。

続きまして、「排出量取引」の中で、都内中小クレジットの発行方法に関する変更事項についてでございます。2030 年に向けましては、中小規模事業所も大幅な排出量の削減が必要であることを前提とし、地球温暖化対策報告書を提出する事業所におきまして、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030 年度の達成水準」以上の削減をしたエネルギー使用量相当、これは図の中のオレンジ色の D の部分でございます。こちらの排出量をクレジットの対象としてはどうかと考えてございます。

ただし、中小規模事業所の所有者等のうち、経営基盤が弱く省エネ対策が進んでいない中小企業につきましては、省エネ対策への着手を促す観点から、基準年度の使用量から削減した全量、これは図の中の C と D の部分でございますけれども、こちらをクレジットの対象とすることを検討してまいります。

次に、「その他の主な改正点等」について御説明いたします。

初めに、第 5 回専門的事項等検討会で御提示をいたしました「特定テナント等事業者に係る制度の内容」についてでございます。現行の制度におきましては、事業所内の相当程度大きな部分を占めるテナントを特定テナント等事業者といたしまして、毎年度、地球温暖化対策計画書を提出いただき、その情報を基に評価及び公表する仕組みを設けております。

特定テナント等事業者につきましても、第四計画期間における大規模事業所の取組との整合を図りまして、実排出係数による排出量の算定及び再エネ利用の実施状況の反映、また公表内容及び評価方法の見直しなど、評価制度の仕組みの見直しを行う予定でございます。

こちらは前回に御提示した内容を踏まえ、特定テナント等事業者に係る制度の強化について御説明をしたスライドでございます。まず、年度排出量の算定に使用する電気及び熱の排出係数に実排出係数を使用するとともに、再エネ由来証書の CO2 削減効果を年度排出量から控除できることといたします。

また、再エネ利用の状況につきましては、資料中段にお示ししている再エネ導入に関する対策を第三計画期間中から点検表に追加いたしまして、特定テナント等事業者の取組状況確認の上、評価の配点に反映することを考えております。

公表内容の充実に関しましては、第 5 回の検討会でお示しをされましたけれども、評価ランクだけでなく、排出量削減の取組内容や評価点の内訳なども公表することを考えております。

評価ランク及び評価水準につきましては、制度の継続における分かりやすさの観点を考慮いたしまして、現行制度と同様としてはどうかと考えております。また、取組状況等の公表を通じて、省エネ対策及び再エネ利用がより一層促進されるよう、評価点の基準を引き上げてはどうかと考えております。

最後に「目標設定、取組状況等の報告・公表について」でございます。第四計画期間におきましては、地球温暖化対策計画書等における現行の公表内容を継続するとともに、新たに一次エネルギー消費原単位や CO2 排出原単位の推移、また再エネ利用実績等を公表対象に追加いたします。

また公表に当たりましては、こちらのスライドでございます 3D 都市モデルである「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」や、「東京都オープンデータカタログ」などと連携いたしまして、情報開示に積極的に取り組む事業所を後押ししたいと考えております。

以上が資料 4 の説明となります。高村座長どうぞよろしくお願いたします。

○高村座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様の御意見、御質問をいただきたいと思っておりますけれども、こちらの資料は、第四計画期間のキャップ&トレード制度の内容についてまとめていただいておりますが、前半と後半に分けて御意見をいただこうかと思っております。スライドの 11 までが制度対象の要件ですとか、削減義務率の設定などの第四計画期間の制度の基本的事項が入っていると思っております。前半はこちらについて御意見、御質問いただき、その後義務履行手段以下のところについて御意見をいただこうと思っております。

それでは早速ですけれども、資料 4 のスライド 11 までの制度の基本的事項のところでお質問、御意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。Zoom の手挙げ機能を使って教えていただけると大変助かります。

ありがとうございます。諸富委員、お願いたします。

○諸富委員 資料の 8 枚目を見ていまして、我々はこれまで何度か議論してきているので、こういう方向でこういう削減目標を出すと、第四期削減期間で 50%、2002 年から 2007 年の 3 か年平均を基準年とした場合でいうと 64%減と目指すということですね。カーボンハーフを通じて、さらに右のほう、2050 年実質ゼロへいくには、当然このぐらいの目標を目指していく必要があるという点では、もう心から同意をするのですけれども、なかなかチャレンジだなあとは我ながら思います。

その中で、これは質問というかコメントと言っているのでしょうか。例えばどれぐらい

技術的に困難なのか、これからパブリックコメントに入る上で技術的な困難性が増していくだろう。それから、一つはその限界的に追加的な削減を進めていくにつれて、経済学的にも限界企業が増加をしていくということが普通は想定されるわけです。

なので、例えば、これは田辺先生とかほかの先生方にちょっとお伺いしたいところですが、これからさらなる省エネを進めていくということが、ビルのオーナーさんとかテナントの方々にどれくらい追加コストを課していくのかというところが、経済学的観点から気になるところであります。

それは、投資コストをかけたとしても省エネが行えることによってエネルギーコスト削減できるので回収できますという説明に恐らくなるのでしょうかけれども、それがどれだけの年数で回収されていくのか。かなりここからは野心的な目標達成になってきますので。本来であれば、例えばEUなどであれば、こういった指令案というものを出すときには、実はそういったコスト推計も含めて情報を出して、パブリックコメントにかけていくのですが、これは今からではそういう時間がないのですが、少しそういった議論、ディスカッションをしておくことで、パブリックコメントの参考になるのかなと思ったりもしました。

あと、再生可能エネルギーも同様です。追加コストがかかりそう。ただ、皆様御存じのように、再エネというのはコストがどんどん下がってきている中で、そしてウクライナ危機以降、化石燃料が高騰していく中で、むしろ再エネのほうが、実は有利になっていくというふうに想定され、実は経済性と削減というものが両立する世界に入っていくんだよということを示せるかもしれないですね。そこはちょっと分からないですけれども。

ここまでの議論というのは、削減をいかにやるか。そのための削減手法は何なのかということも議論してきたんですけれども、その経済的側面についても配慮する必要があり、また、これから起きてくる政策論議で、東京都のやりたいことを分かっていたくには、これがある程度経済合理性を持っているということを示していく必要があるのではないかなという感想を持っております。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 全く別の論点ですけれども、4 ページ、ややいまさらというところで、今回で変えられるかどうかということには必ずしもならないと思うのですが、赤字で書いてあるところ、非化石燃料の燃焼に伴って排出される CO2 は使用量削減義務の対象外とするところですが、先生方皆様御存じのとおり、木質バイオマスとかというのは、本当は石炭よりも CO2 を排出するところがあります。私の理解が正確かどうか分からないのですが、もともとその分というのは、土地利用のところを伐採でカウントするので、エネルギー起源ということでカウントはしないと理解しているのですが、そうすると輸入材については伐採した国でカウントされて、燃焼した日本だったら日本ではカウントされないという問題があると理解しております。

これは国のやり方もまだこうなっているので、東京都だけこのところをエネルギー起源の CO2 としてカウントするのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、この問題があるということは恐らくみんなが気づいてきているというところにあります。東京都さんは国がなかなか見切れないところも先進的な政策を入れられるということを、これまでも、まさにこの制度など含めてやられてきていますので、このバイオマスのいわゆる燃焼に伴う CO2 をカウントするというところについては、ちょっと中長期的な見解で結構ですけれども、どう考えていらっしゃるか。場合によっては高村先生とか田辺先生の御意見を伺いたいと思うのですが、それが1点。

もう一点は、大変細かいお話ですけれども、先ほどと同じ 8 ページの図の一番右側のところで、小さい字で「オフセットクレジット等を活用し…」というところがあります。オフセットも、ないしはクレジットというのも非常にグローバルにも議論になっているところで、安易なオフセットは認めないほうがいいのではないかという議論がありますので、ここは中和とか吸収とかという書き方だったらいいのですけれども、どんなクレジット、オフセットでも認められてしまうみたいに読めるような書き方はしないほうがいいのかなと思いました。その2点でございます。

○高村座長 ありがとうございます。今のバイオマスのところは、事務局のほうからも御説明いただけるとありがたいと思うのですけれども、バイオマス燃料が石炭よりも排出をするというふうには一概にはもちろん言うことができませんで、今、堀江委員がおっしゃったように、ライフサイクルで見たときにバイオマスの調達の方法は様々な種類もございますので、それをしっかり見る必要があるということだと思います。

こちらについては国の検討も見て、たぶん都のところでもバイオマスについての扱いをたしか御説明いただいたと思っていますので、後で御説明をお願いできればと思います。

もう一つ、今、堀江委員から御指摘をいただいたところで、私も併せて申し上げますと、非化石燃料といったときに、いろいろな新しいエネルギーの形のものも出てくるとは思っています、そのときにその係数をどうするのかという点は、将来的には議論はあり得ると思います。ですので、現時点で見通している形でバイオマスを主に念頭に置いていただいているのだと思いますけれども。

今の点について、先にお答えされますか。それともまとめてがよろしいでしょうか。

○大谷総量削減課長 ありがとうございます。まず、バイオマスの点につきましていただいたところを御回答させていただければと思います。私ども今回、バイオマスにつきましては、様々な御議論があると認識をしております、特に燃料につきましては、持続可能性に配慮したものに限りという条件を今回提示をさせていただいております。

また、長期的な視点というところで申し上げますと、今、高村先生からも御指摘をいただきましたライフサイクル全体での CO2 の取扱いですとか、食料競合等の問題も現在議論があると認識しておりますので、国の検討状況も踏まえながら、東京都の中での取扱いを引き続き検討していく予定でございます。こちらにつきましては、過去の検討会の資料で

も御提示をしている内容でございます。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 3点ぐらいあるのですけれども、一つは質問というか、諸富先生からお話があった件です。たぶん第四削減義務率に関して、これまではかなり省エネを推進するという事で皆さん削減をしてきたのですけれども、省エネだけでは極めて難しくなると思います。これは B/C をどう考えるかということなので、極めてコストがかかる省エネ対策であれば、例えば再生可能エネルギーを使ったほうがいいのだと、そういうトレードオフみたいなものが今後生じるだろうと思われま。

ですから、再エネ一辺倒だけでもないし、省エネ一辺倒でもないし、それがたぶん都市によって、省エネの B/C の価値観が変わってくる。例えば、もう数十グラムぐらいしか CO2 がキロワットアワーの電気で排出がないような国であれば、省エネ化よりも、もしかすると再エネの B/C のほうが高いかもしれない。そのあたりを、ぜひ、パブコメでは難しいかもしれませんが、大きく議論はしておかないといけない。何か非常に誤った支出だけをするようなことになる。

再エネに関しては、今回、東京がこういうものを出すと再エネの需要が拡大してきますから、供給をビジネスとして行っていこうという方が投資をしやすくなるという点では、極めて優れたものではないかと思えます。

2点目は、これは細かいことですが、3ページに第三計画期間と同様の扱いのエネルギーをすると書かれていて、燃料・熱・電気と書かれています。これはたぶん旧省エネ法で燃料、燃料起源の熱、電気の三つをエネルギーとして合理的な使用を求めているので、これが非化石部分に拡大をしているのが新しい省エネ法なので、旧省エネ法の化石部分で 1,500kL を見に行くようにしていますよという理解でいいのかということ。4ページのところで、報告は、ただし化石エネルギー以外の部分も報告対象としてくださいと。このときにたぶん少し問題になるのは、プライマリーエナジーファクターと言いまして、一次エネルギーの換算係数を、太陽光は例えば 1 にして 3.6MJ/kWh にするのかとか、お考えになっていらっしゃると思うのですけれども、現行どおり自家発電は使用算定外にするので、前の省エネ法を使うとゼロ、今度 3.6 になりますので、整理は十分にできていると思えますけれども確認です。

あと 5 ページに電気と新しい一次エネルギー換算係数は 8.64GJ/kWh ですが、この値については今後見直されることに省エネ法ではなっているので、第四計画期間ではこれは固定されて、第四期間は扱うという御予定なのかを教えてください。

3点目は、先ほどの 8 ページのだいぶ議論になった削減のところですが、これは今回ではなくて今後議論を続けたいといけないと思うのですけれども、ここで言っているのは、基本的には、今東京で使われているエネルギーに起因する CO2 です。都内では建物も建っていますし、いろいろなものが持ち込まれていますから、東京というのはどんどん重た

くなっているわけです。そういう消費側だけではなくて需要に含まれるようなものをどのように考えていくのか。面積の増加とかそういうところもありますので、これは次の改定するときなどには実は大きな問題になる、2050年に向けてはなると思っていますので、議論をしていく必要があるのではないかなと思います。高村先生、時間を取っていただいてありがとうございます。

○高村座長 最後の点は消費ベースのといいましょうか、エンボディドカーボンなどの議論をどういうふうに考えていくかということでおっしゃっているのですか。

○田辺委員 そうです。面積が増えていきますので、そういったものとか、我々が物を買って持ち込むと、その製造元に今はカウントされていますけれども、2050年に向けてはたぶん日本全体をネットゼロにしようとするとうそういう考えを持たないといけませんので申し上げました。

○高村座長 ありがとうございます。

幾つかかなりスペシフィックな御質問をいただいていますけれども、少しほかの委員の御発言、御質問をいただいてから事務局にお戻ししようかと思えます。ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。追加の御質問、御意見でも結構です。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 この資料の中身は今まで議論してきたことをまとめてくださったことなので、基本的にあまり意見はないので、一番最後のパブリックコメントのところまでまとめて申し上げようと思ったのですが、関連する御意見も出ていますので、ここで先にお話をしておきたいと思えます。

これからパブリックコメントに入っていけますが、私はこのパブリックコメントに当たって、単に今日示していただいた資料を三つポンポンと出して、それで意見を下さいというのだと不十分だと思っていて、これは高村先生が冒頭におっしゃったことですが、やはり3月にIPCCの第6次報告書が出て、削減に対して一層急がなくてはならない、速度もそうだし、規模も深刻になっているということがあるわけです。そういうメッセージを伝えてコミュニケーションをする期間、チャンスとしてこのパブリックコメントを使ってほしいと思えます。

2019年比で2035年までにCO₂だと65%削減ということですが、今私たちの財団でも、これをどうやって日本で実現するかを考えていますが、相当大変な目標です。東京都の場合は2000年比で50%削減とされているので、実はその2000年と2019年は、たまさか東京都の場合排出量があまり変わらないので2035年というところプラス10%上乗せになります。国は2013年比で46%なので、2019年比にするとそれ自体がもっと下がるし、相当大幅な削減が必要だということになるのだと思えます。

それをどうやってやるかと考えた場合、東京で考えなければいけないのは、日本全国並みでいいのかということも問われると思うのです。結局65%削減をやろうと思うと、Hard-to-Abateという部分があるわけです、重化学工業とか。そこは本当に大変な削減に

なってきた、東京の場合は排出量を見るとそういう部分がないわけです。そうすると日本全体で65%削減をやろうとすると、東京はもっとやらなければいけないはずなんです。

さらに言うと、絶対出てくるのは65%削減というのは世界全体の話だから、先進国はもっとやれという話に絶対なるのです。2030年の45%目標のときも環境NGOとかそういうところからは、日本は62%削減をやるべきだという話もあったのです。ですから、それを考えるとそういう議論も当然出てくるだろうと。

そういうことも展望すると、やはり2030年に今回提示する目標というのは、決して東京都がむちゃくちゃ高い目標を出しているわけではなくて、1.5℃目標のチャンスを活かすためには、最低限必要なことなのだというのも、このパブリックコメントの期間にお示しをして議論をしていくということが必要だと思います。

去年東京都は太陽光発電の住宅メーカーへの設置義務のパブリックコメントをやったのですが、率直に申し上げて東京都側の準備が少し足りなかったなと思います。そういう意味では、今回のキャップ&トレードのパブリックコメントに当たっても、単にこの資料を三つポンポンと出すだけでは伝えたいメッセージが分からないと思うので、先ほど諸富先生がおっしゃったようなコストのことも含めて、安くなっていくであろう再生可能エネルギーを活用することによってコスト的に無理な話ではないと、むしろ田辺先生がおっしゃったように新しい需要をつくり出すとかということも、ぜひ伝えてほしいし、今言ったような世界的な問題もあるということだと思います。

東京の場合は、特に対象事業者さんは大手のディベロッパーの皆さんが多いわけですが、日本はそういう意味では再生可能エネルギーの導入というのは本当に遅れてしまっているわけです。恐らく2030年段階、あるいは2035年段階では、例えばロンドンとかパリとかニューヨークとか、そういう都市というのは、本当にもう電力というのはほとんど排出係数がゼロになるみたいなレベルに当然なっていくわけです。それはもう見えてきているわけです。ドイツの場合は、既に今の段階で45%再エネなわけですから。

そうすると、東京のオフィスビルがこういう削減を実現していないと、東京に立地する企業の排出係数というのは、ニューヨークやロンドンに立地する企業よりも排出係数が高くなってしまいます。それは都市の国際的競争性を考えれば不利なことなので、東京都が率先してやろうとしていることは、決して対象事業者さんの不利になることではないわけです。東京が選ばれる都市であるためには必要な条件だということなので、そういうこともぜひメッセージで伝えていただきたいと思います。

あと1点、堀江委員がおっしゃったことで私も気がついたのですが、たしかに2050年のところの「オフセットクレジットなどを活用し」というのは、あまりよく考えられていない表現だなと思いました。オフセットクレジットは基本的には使わないということになってきていて、中和するということですよ。削減対策ではなくてさらに超えて使うということなので、この辺は表現をよく検討されたほうが良いと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかの委員からいかがでしょうか。私から 1 点、こちらの確認ということかと思うのですが、11 枚目のスライドですが、この新規事業所の削減義務率の設定の考え方についてはこれまで議論してきたのですが、一定の配慮をするということであるかと思いますが、同時にやはり、新規の建築物が非常に高い水準の省エネ性能あるいは、再生可能エネルギーなどの利用なり、脱炭素の取組を進めていただいているというのが、削減義務率のある意味では前提になっていると思っております。

資料の 3 のところで、全体としての都の施策の構造をお示しいただいているわけですが、そこにありました新規の建築物、キャップ&トレード制度の外側と言ってはいけないかもしれませんが、建築物の環境計画書制度のところの強化をするという方向で検討いただいていると思うのですが、この状況について、少し御説明をいただけないかと思っております。ここがしっかり対策が伴って強化されるというのが、たぶん、我々のこのキャップ&トレード制度の前提になっていると思っております。

これは田辺先生が御参加ですか。あとは事務局がもしお分かりでしたら教えていただければと思っております、ここで発言させていただきました。

ほかに御意見、御質問はございますか。もしなければ、今、田辺先生もかなり具体的な御質問、確認事項もあったかと思えますし、ほかの委員の先生方からも、コミュニケーションの方法も含め御質問が出たかと思えます。事務局からお答えをいただくことはできますか。

○大谷総量削減課長 御意見ありがとうございます。田辺委員から御意見をいただいているところでございますけれども、エネルギーと電気と熱の考え方について、スライド 3 とスライド 4 のところで御説明をしまいたけりまして、4 の中ほどにありますとおり、制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量、それから総量削減義務の対象となる燃料につきましては、引き続き、化石燃料とするというところでございます。改正省エネ法に合わせるという観点に関しましては、新たに報告を求めるところで対応するという整理でございまして、田辺委員の御理解のとおりでございます。

また、5 ページ目の電気の一次エネルギー換算係数につきましては、省エネ法では、8.64 からさらなる見直しの可能性があるかと御指摘をいただきましたけれども、キャップ&トレード制度につきましては、第四計画期間について、この 8.64 を固定して使っていく予定でございます。

それから、パブリックコメントに関しまして、コミュニケーションの機会とすべきという御意見、また、世界の潮流も踏まえた方向性、事業者にとっての取組の位置づけといったところも検討しながら、パブリックコメントの方向性を改めて検討してまいりたいと思っております。

建築物につきましては、スライドの先ほどの建築物環境計画書制度のところ資料として用意してございます。本日は詳細についての御説明がなかなか難しいところがございますけれども、大規模・中小規模それぞれ制度を設けております。特に大規模につきまして

は、これまで建築物環境計画書制度を運用してまいりましたけれども、再エネの基準だけではなく、省エネに関する基準についても評価を進めております。また、ZEV の充電設備等の義務を新たに設けているというところでございます。

その下にあります中小規模の建物につきましては、今回新たに建築物環境報告書制度という新たな制度を設ける形で、再エネの設置義務や省エネ性能等を、それぞれ設定をしたところでございます。こちらについては、田辺委員にも補足いただけますと幸いです。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。もしできたら、田辺先生からも一言いただければと思います。

○田辺委員 今回、我々が言っている大規模と中小規模というのが両方で違うので、そこで混乱しやすいのですけれども、新築建築物については、国交省などでは、延べ床面積が2,000 平米以上の建物を大規模と呼びます。そして、2,000 平米未満から小さな住宅までのところを中小規模と呼んでいます。国交省などでは、300 平米から 2,000 平米を中規模と呼んでいるのですけれども、それに合わせている。大規模に関しては、2,000 平米はかなり今回強化をしておりますけれども、これは国の 2030 年に ZEB 水準の省エネが求められるという、これは ZEB オリエンテッドの省エネ基準なので、0.6、あるいは 0.7 という値になります。

それに東京都の場合は、特に太陽光発電と再エネを屋根にできる限り置いていただこうと。また、EV と ZEV の充電設備を義務にされているという点が大きなところ。電気自動車は、ただ置くだけだとみんな夕方に充電してしまうので、一気にとなるとロンドンなどでは非常に問題が起こっていますので、ずらして充電をするようなディマンドレスポンス対応みたいなものが非常に重要になってきます。

今回非常に大きいのは、この新設では、これまで 2,000 平米以下の建物については努力としてやってくださいという制度だったのですけれども、報告をしていただいて、特に大規模で、年間 2 万平米以上を建てているような住宅メーカーの方々等については、太陽光の設置を、総量として義務にさせていただくとか、断熱を進めていくというようなことで、国の制度よりも前に行くような制度構築というのはされているということです。かなり大きくこの部分も大きく変わっているということです。太陽光だけが非常に取り上げられていますけれども、東京都は断熱・省エネがあつての太陽光だというお考えでやられているので、左側は、そういう制度だということでございます。

私の御説明でいいかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

○高村座長 ありがとうございます。

諸富先生からコストの評価、それから堀江委員、大野委員からオフセットクレジットの書き方について御指摘がありましたけれども、こちらについて、事務局何かございますか。

○大谷総量削減課長 諸富委員から御指摘いただいた経済性の点ですけれども、広い観点で言いますと、これまでもデカップリングが進んでいるという形で、広い意味での経済性

はお示してきたところですが、御指摘を踏まえまして、パブリックコメントまでなかなか時間が取れるか難しいところはございますけれども、御指摘いただいた点は重要でございますので、こちらでも引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、パブリックコメントとは別に、コミュニケーションの機会に触れられるかどうかも含めて、検討してまいりたいと思っております。

また、クレジットの表記につきましては御指摘のとおりでございますが、私どもとしては、堀江委員、大野委員から御指摘いただいた趣旨で記載しておりますので、今後記載する際には留意したいと思っております。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それではもし追加的な御発言がありましたらお願いしたいと思いますが、後半の部分に移っていきたく思います。2番の義務履行手段、それから3番目のその他の主な改正点等、スライドの12以降について御意見、御質問をいただければと思います。もし、前半についてございましたら、最後のところでもう一度確認をしたいと思っておりますので、そこだけいただければと思います。

それでは資料の4の後半でございますけれども、御意見がございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 最初に発言させていただきます。20ページですが、特定テナント等事業者に関わる制度ということで、SからCまでのランクのうち、今のところSからAを開示していて、公表対象が82%ということなので、大半の事業者が開示されているということかと思っております。

事前に御説明を伺ったときに、こちらについてはもう少し、50数%ぐらいとたしかおっしゃっていたと思うのですが、それぐらいに公表対象になるように基準をちょっと厳しくするといったことは伺っておったのですが、公表された事業者たちがインセンティブとを感じるためには、これはイメージですが、上位3分の1程度の開示とかということでない、引き続き過半が開示されるということだと当たり前という感があって、あまりインセンティブにならないのかということで、基準の閾値の問題なのか、あるいは、どのランクまで開示するのかというところは、再考の余地があり得るかというのが1点です。

2点目は、これは毎回申し上げていることで、ここだけに関わる場所ではないのですが、制度間によりまして、一番上のものがSと呼ばれてみたり、AAAが一番上であったり、A+であったりという問題が引き続き残っていますので、一番上はAAAでそろえるとか、ほかでもいいのですが、引き続き統一を考えていただければなど。その2点がコメントになります。

○高村座長 ありがとうございます。

続いて、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私も小さいところで3点あるのですけれども、今の20ページから申し上げると、対象を増やすのかどうかという点で、要件が床面積5,000平方メートル以上となっている点、つい先ほど伺った新規新築のほうは2,000以上が大きいというところと比べても、相当大きなところになっているという点がかなりの率で良いと言われているという点に関わっているのかと感じましたので、この点をコメントさせていただきます。

あと17ページですが、ここで今後使えるクレジットがどれかということの中で、埼玉連携クレジットに関しては、今後、埼玉県がどうされていくかを見て検討されるということですが、都外クレジットというのはそういった配慮がなくていいのかというのが、今後どういうものが出てくるか分からないので、四つのものを比べた中で、一番未確定要素が割とあるかなと感じましたので、その点何かあるのかというのを質問させていただければと思います。

最後が18ページです。ここで、実質的にはそういうことかも分かりませんが、緑のところの3行目、「ただし経営基盤が弱く、省エネ対策が進んでいない中小企業」というところで、中小企業だからといってすべてがそうということではないだろうと感じますし、他の部分と比べて、何か緩める場合の条件づけというのが、外的要件で中小企業ならばそうなのか、この修飾語は必要なのかというところは検討の余地がないのかということコメントさせていただければと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 同じ18ページでやはり気になっているのは、「経営基盤が弱く、省エネ対策が進んでいない中小企業については、目標削減率相当量も含めてクレジット化できることを検討」と書いてあるのですが、やはりその辺は中小企業の基準を決めたとしても、実態としての努力とあまり関連がないのではないかという気もするのと、実際は、大企業が中小の事業所を持っていてというパターンが多いと聞いているので、この一文のただし書きをつけたところであまり効果がないのです。これで中小企業からドッとクレジットが出てくるかという、そういうことではほとんどないと感じているので、ここは今ひとつ根拠づけが難しいのではないかと。どちらかという中小も含めて、みんな一緒に頑張りましょうというメッセージのほうがいいのではないかと。ここについては気になっております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 今の中小企業の部分の議論は、先ほど東京都がつくっていただいた資料3の7ページの一覧の議論につながると思います。この右側のところが、1事業所当たりで1,500kL以上のところは、キャップ&トレードがかかっているけれども、地球温暖化対策報告書制度で中小規模事業所と呼んでいるけれども、これを全部足したものが3,000kL以上が赤いところで義務なのです。任意で出されている方がCO2では2%しかない、ただ数

は多いのです。残りの 35%が 60 万事業所あるのですが、これを全部中小企業と呼んでいかどうかは、なかなか難しい可能性があると思います。これは、例えば省エネ法で規定された 1,500kL 以上の事業者が持っている小さなところも含まれている可能性があって、次の機会だと思いますけれども、このあたりを深掘りできるとよい。皆さんの議論のようなクレジットをもう少し出してくださるようなところと、もう少し 3,000 から 1,500kL ぐらいまで落として、いろいろな店舗をお持ちの方に検討いただくかということを考える必要があるのではないかと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

諸富委員、お願いいたします。

○諸富委員 資料そのものではないのですが、議論の後半から戻ってしまって 9 ページに参考というのが右下に書いてあって、「今後実施予定の対策」というアンケートの中で、例えば「デマンド制御システムの導入」というのが、赤囲みの上から二つ目にあります。これはいわゆるデマンドリスポンスをやる場合の情報通信機能や制御システム等の機器の導入のことだと思いますが、これを見ていて、こういう機器を導入することを促すということはすごく大事ではないかと思っています。

同時に、しかし今回の改正の第四期削減期間へ向けての議論の中で、デマンドリスポンスの貢献をどういうふうに定量化して削減努力として認定するかという議論はありました。つまり、あまりやっていたなかった、省エネという枠の中に入っていて、デマンドリスポンス独自の貢献を評価するという議論はあまりやっていないような気がしたのですが。すみません、間違っていたら訂正をしてください。

デマンドリスポンスは、結局、一番大事なポイントはピーク削減だと思います。昨年でしたか、3月、6月に首都圏で停電の危機がありますというようなことになってしまって、経産大臣が停電の危機を回避するようテレビで呼びかけて、「皆さん、節電に協力をお願いします」と。あのときは結局、冬場でピークで電力需要が伸びるときに電源が東北地方で四つ落ちてしまって、さらに磯子でも落ちてしまって、さらに東京の送電網のうち半分が機能しなくなってしまうという非常にレアなケースですが。そういうときに電力の需要がピークに達すると、そこを何とかカットするようなデマンドリスポンスをやって、落ちてしまった供給能力に合わせて需要を引き下げることによって停電回避できる。これは非常に重要な貢献であって、もしそれができない場合は、もうそういう危険に備えて火力発電所を増設しようということにならざるを得ないわけです。実際に経産省の議論はそういう方向に行ってしまったわけです。

そうすると、逆に言うと、デマンドリスポンスができるようになると、そういった余分な火力発電の増設を回避できるということになりますので、それはどれぐらいの削減の貢献なのかを評価するのは難しいのですけれども、本当はそういうインセンティブ、何らかの形で評価してデマンドリスポンスをどんどん入れていく、インセンティブをかけることがこの制度でできればと思うのですが。すみません、私の記憶でそういう議論をちゃ

んとしていましたかということと、いや、ここに入っていますよということであれば教えてください。以上です。

○高村座長 DR のインセンティブは重要だと思うのですが、キャップ&トレード制度の中で、特に建築物を中心とした制度の中でどういう形で織り込むかという点は、たぶん制度上でかなり検討が必要な点ではないかと思えますけれども、これは事務局から、後でお答えいただきましょう。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。今の点で、先ほど中小企業のところでもう一つ申し上げようと思っていたことを思い出しまして、発言させていただきます。まさに今のスライドにあるように、かなり設備的な、こういうもので対策をとということが例示されていたり、設備的な省エネというのが中心に見えていると思うのですが、例えば事務所の統廃合や移転という経営的なところ、こういった経営体制を取った、あるいは戦略を取ったといったもので省エネが達成できたという経営分析的なものも、今後の情報提供の中にはぜひ入れていただけると、意外とそういったところも実際には効きが大きいのではないかと思いますので、どうかなというふうに思いました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

私からも一つ、先ほど資料4のスライド18の中小のクレジット制度のところ、先生方から、ここで言っている中小企業、あるいは中小規模事業所という言葉が二つ出てきますので、事務局から少し制度について御説明をいただけるのではないかと思います。私が申し上げたいのは、もう一つ違う観点からで、今のクレジット制度は、基本的にエネルギー使用量の削減分についてクレジットを発行するという形の制度になっていると思います。

これはこれで一つの考え方、作り方だと思うのですが、同時に、先ほどの中小規模事業所の定義にもなるかもしれませんが、再生可能エネルギー等を利用したエネルギー転換での削減分について、ある意味では、このクレジットを使った制度としてはインセンティブは考えられて、今の段階では御提案の中に入っていないのかなと思っていて、もし可能であれば、エネルギーの転換を図ることでの目標達成、あるいは中小規模の事業所のとりわけ中小企業のところのインセンティブをつけていくという点で御検討いただいてもよい事項かと思っております。

これはパブリックコメントにかける前にとというのは難しいかもしれませんが、そうした形のクレジット制度も御検討いただいても将来的によいのではないかと思います。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。前半も含めて追加で御発言の御希望はございますか。

それでは、事務局のほうに幾つか御要望、御質問も出ていると思えますのでお答えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 先生方、御意見ありがとうございます。そうしましたら、排

出量取引担当課長の安達から、幾つか後段の件に関して御説明とお答えなどをしていただければと思っております。

まず、堀江委員からございましたテナントの制度に関しまして、公表の範囲が現行は A ランク以上ということで、これが合計 8 割程度と、円グラフの赤で囲ってあるところということでございます。これを見直したときに、どれぐらいの範囲になるかというところで、委員から先ほど、上位 3 分の 1 程度がいいのではないかというお話をいただきました。

私どもも、新しい評価基準に変えたときに、どのぐらい企業数が変動するか、幾つかシミュレーション的なものを行っております。その中で、委員がおっしゃったような形で、きちんとインセンティブとして機能するような公表範囲、つまり今で言うと A ランク以上で 8 割だったところ、変更後に、例えば A から上全部とするとまだ 5 割ぐらいあるということであれば AA 以上にするですとか、そういったことも含めて、促進効果につながるようなやり方を改めて整理させていただければと思っております。御指摘ありがとうございます。

併せて堀江委員からございましたランクの名称について、制度間の何らかの整合性、統一を図ったほうがよいのではということについては、各制度で調整、検討をさせていただければと思っております。ありがとうございます。

続きまして村上委員からの御指摘でございます。特に都外クレジットについて、埼玉と同様の動きがある可能性があるということで、このまま行くのかどうかという御指摘でございます。おっしゃるとおり、今後全国を対象とした国の GX-ETS 等も始まっていくというような局面でもございます。そちらのルールについては、まだ詳細ガイドラインは公表されていないのですが、当然都外のところでの削減の取組などもこれまで以上に進んでくる可能性というのはあるかと思っておりますので、そうしたことも見極めながら、都外クレジットの取扱いをどういう形にしていくかを改めて考えていきたいと思っております。

それから、都内中小クレジットにつきましましては、各委員の方々から御意見をいただいているところでございます。先ほど高村座長からもお話がございました、中小規模事業所と言っても、それを所有する事業者の規模でいきますと大企業から中小・零細企業までであるというところで、今回、経営基盤が弱いような中小・零細企業が持つ中小規模事業所の部分について例外的に考えていくのはどうかというのがこちらの趣旨でございますけれども、中小企業といってもいろいろあるのではないかというお話もいただきましたので、こちらの条件について改めて整理させていただければと考えております。

また、クレジットの創出方法に関しまして、高村座長のほうから御意見をいただいております。今こちらの図に示しておりますとおり、私どもは、このクレジットを発行しようとする中小規模事業所の方々には、漏れなく地球温暖化対策報告書をセットで御提出いただくよう考えております。やはり、たとえこれまでに全く削減対策に取り組んでいなかったとしても、まずきちんと自分の事業所でどのぐらい排出をしているかというのを把握をするということがすべての削減努力のスタートかと思っておりますので、省エネ・再エ

様々な取組を進めて排出削減をしようという方々について、この報告書を記載するという事を通じて、まずそうしたところを一步踏み出していただきたいと思っております。

その上で、どのぐらい削減するか、その手法はもちろん省エネ・再エネいろいろあると思いますけれども、今、この第四期の報告書制度では、右下にありますようなエネルギーの年表、何年基準の場合には何パーセント削減すると都の政策目標に合う、という削減率を示そうと思っておりますので、こうしたものを目安にしながら、削減の工夫をしていただきたいという趣旨で、こちらの方法論を御提示しているところでございます。

省エネで削減するという事は、事業所様にとっても、また東京都の政策の方向として先に省エネが来るという観点でも、非常に望ましいことであろうということでこれを考えているところでございますが、中小規模事業所様の場合には、自社の排出量のデータについて、直近のものしか持っていないということもあると思っておりますので、いわゆる基準排出量的なもの、キャップ&トレードで言うところのそういったところになります。何年時点からどのぐらい減らしたのかということを考えるときに、自分の事業所として持っているデータの年度から減らしていくことが可能となるように、報告書制度で年表のある、エネルギー削減での評価が良いのではないかとということも含めて提案をしたところでございます。

一方で、再エネの利用をどう考えるかというところでございますけれども、ここはいろいろな議論があるかと思っております。例えば再エネを、電気契約にしてもオンサイトにしてもそうですけれども、御自身の事業所でまず使ってしまうといったときに、せっかく再エネで使用した環境価値を、改めてクレジットとして切り出して他社に、特に都内中小クレジットでは当然売り先がキャップ&トレード制度の制度対象事業者ということになりますので、大企業に売ってしまうことになり、また、当該の事業所様は、排出量としては元に戻って削減したことにはならない報告数値をいただくことにもなるので、そうしたところを庁内等でも議論をいたしまして、今エネルギーベースのところを御提示しているところでございます。

こうした考え方については、委員の皆様からも御意見、アドバイス等をいただければと思っております。

それから、先ほど高村座長と諸富委員のほうから、ダイヤモンドリスポンスの評価について御意見がございました。ダイヤモンドリスポンスについては、トップレベル事業所及び中小の報告書制度の中で評価することを考えておまして、例えばトップの制度でしたらば、ダイヤモンドリスポンスに対応したような蓄電設備を入れていけば点数が入るなど、トップレベル認定基準の中に具体的に盛り込んでいるようなものもございまして、そうしたところでの評価というところは一定程度考慮をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 御回答も含めてありがとうございました。中小企業の点で、私も一つ言い忘れたことがございまして、以前にも議論させていただいて、半分解決したと思っているのですが、まだ半分疑問が残っているところですが、投資法人のような、実質的には大企業と申しますか、大きな資本ですけれども、形式上中小企業に分類されてしまっているところがないかというところに関して、J リート投資法人などは外れていますというお答えを以前いただいたように記憶しているのですが。中小企業の定義というところを明確にさせていただかないと、例えば J リートは外れているけれどもこういうファンドは入ってしまっているとか、そういうところがあり得ると思いますので、以前も申し上げましたが、投資法人というのは、従業員はゼロですし、資本金もないということなので、形式的に考えるとそういうところに入ってしまっているところがあり得るのではないかということがまだ懸念として残っておりまして、ぜひ中小企業の定義を示していただければと思っております。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃるでしょうか。先ほどお答えいただいた点についてのフォローアップの御質問、御意見でも結構です。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 確認ですが、今の中小事業所のところは、任意提出者のことを指しているという理解では違うのですか。経営基盤が弱く云々というのは、確かに曖昧な表現だとは思いますが、18 ページに書かれている「ただし、経営基盤が弱く、省エネ対策が進んでいない中小企業」というのは、前のページのところの円グラフの任意提出者のことを指しているという理解では違いますか。

○安達排出量取引担当課長 大野委員、ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。当然大企業は原則どおりこの図でいいますところの D のところのみであるというスタンスで考えてございます。委員おっしゃるように、任意といいましょうか、いわゆる大企業ではないところのみということですので、当然義務提出者などは対象になることはほとんどないということが前提でございます。

○大野委員 「ほとんど」というのは曖昧な表現になってしまいますが、要するにこの制度としての線引きがはっきりしないと疑問を呼ぶので、任意提出事業者については C と D とするという表現のほうが分かりやすいと思いますが、そうではないのですか。

つまり、今は提出していない人も含めて使いたい人は提出してもらって、任意提出者になってもらってということも含めてですけれども、そういう理解でいいという話であれば、そういう表現にしたほうが齟齬がないと思うのですが。

○安達排出量取引担当課長 現在の任意提出事業者の中には大企業もかなりの比率で入っているところがございますので、表現につきましては工夫をしたいと考えております。主眼はグレーのその他に相当するようなどころということでございます。

○大野委員 確かに前に任意提出事業者の中にも大企業がいるという資料がたしか出ていたと思うのですが、そうするとこの任意提出事業者の中で、かつ大企業でないところとい

う趣旨ですね。

○安達排出量取引担当課長 そのとおりでございます。

○大野委員 そうだとすれば、その定義をしっかりとすることですね。分かりました。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 同じことの確認ですが、この中小クレジットの発行は、義務提出者についても18ページの同じことが適用されるということによろしいですか。義務提出者の中の中小企業。

○高村座長 私も、今、遠藤委員がおっしゃったことを確認したほうがいいと思っていましたけれども、こちらのクレジット制度の利用ができるのは、今出している赤いところ、報告書制度の下で義務的に出している、任意的に出している、まだ出していない方々が、クレジット制度そのものは全体使える、しかしC、Dという一種ボーナスが使えるのはその他の中小企業者という整理でよいのでしょうかという御質問で、同じことを思ったのではないかと聞いておりました。

○遠藤委員 義務の人でも中小の場合は、先ほどのC、D両方もらえるということがあるのかなのか確認です。

○安達排出量取引担当課長 報告書制度対象になるこの赤・黄・グレーの中でどういう形の方になるのかというのは、改めてきちんと整理をしてお出しできればと思っております。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 そこは整理してもらっていいのですけれども、赤・黄・灰色の中でというのはちょっとおかしな話で、赤は義務提出者というのは、中小企業であろうがなかろうが、合計すれば大量排出事業者なので、それは対象にしないという話だと思うのです。だから、整理していただく必要があるのは、この黄色の任意提出事業者とその他のところですね。そこを整理するということだと思いますが、そうではないですか。

○安達排出量取引担当課長 そのとおりでございます。

○大野委員 分かりました。

○高村座長 ありがとうございます。今の点は整理をしていただけるということで、ほかにございますか。この資料の4について、前半・後半と見ていただきましたけれども、よろしいでしょうか。

では、最後に全体をまとめてもう一度確認をいたしますので、次の資料に移っていきたいと思います。

(4) トップレベル事業所認定制度の改正内容について

○高村座長 議事(4)ですが、第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度のトップレベル事業所の認定制度の改正内容について、事務局から御説明をお願いできればと思います。

それでは、安達さん、お願いいたします。

○安達排出量取引担当課長 高村座長ありがとうございます。そうしましたら、資料5に基づきまして、第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度におけるトップレベル事業所認定制度の改正内容ということで御説明をいたします。

まず、トップレベル事業所制度の基本的な考え方と目標像について。これまでトップレベル事業所認定では主に省エネ対策を評価をしまいましたが、今後はゼロエミッション化に向けて、省エネ・再エネを共に推進する事業所を評価する制度とする方向で考えてございます。

目標像としては、事業所として省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にもつながるような積極的な取組を推進する事業所ということで考えてございます。

続きまして、トップレベル事業所の認定区分でございます。第四計画期間からは、これまでトップ・準トップの2区分だったものをより高いレベルの認定区分を加えて三ついたします。認定区分の名称については仮称でございます。

認定水準や必須項目等は表に示すとおりでございます。新たにゼロエミッションに向けた計画の作成ですとか、積極的な再エネ利用等を求めまして、取組レベルを全体として引き上げてまいります。また、すべての認定区分につきまして、従来同様同一の評価項目及び基準で評価をいたします。

続きまして、認定の方法についてでございますけれども、従来同様各認定区分の水準を満たせば、認定初回から最上位区分の認定も可能ということで考えております。

また、トップレベル事業所認定制度を通じまして、設計時に加えて運用時も含めて高いレベルで省エネ・再エネ利用に取り組む事業所を増やすということで、建築物環境計画書制度と連携した認定ルートを新設いたします。

連携の方法といたしましては、トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」というのがございまして、こちらの評価に建築物環境計画書制度のPAL*低減率(BPI)、それから ERR(BEI)、そしていわゆる未評価技術といったものについて、トップレベル基準も活用しながら得点換算をいたします。

また、建物の運用状況の評価等、設備等の性能以外の評価項目につきましては、通常どおりトップレベルの認定基準に沿った評価を行うということで考えてございます。建築物環境計画書制度との連携が可能な事業所の要件については、こちらに記載をしておりますような内容で検討しているところでございます。

続きまして、第四計画期間の新たな評価項目についてでございますけれども、既存の評

価項目につきましては、最新の技術動向に合わせた見直し等を行ってまいります。

また、新設の評価項目区分につきましては、表に示しておりますローマ数字のⅣ、Ⅴと記載をしておりますけれども、再エネの利用やディマンドリスポンスの取組、またゼロエミッション化へのロードマップの作成や持続可能な低炭素資材の利用等々、様々な環境配慮の取組を評価する項目を設定いたします。

評価項目の配点につきましては、事業所の達成度の分かりやすさ等の観点から、従来どおり、必須及び一般の項目で100点満点といたしまして、加点項目については上限を25点ということで考えてございます。なお、この配点に関して、省エネの重要性に鑑みまして、ⅡとⅢ、この省エネ項目部分の配点を重くしているところでございます。

続きまして、認定の促進策でございます。今後ゼロエミッションを目指して取組を進める事業所に対しまして、削減義務率の減少は認定の促進策としては十分に機能しないおそれがあるということで、トップレベル事業所に関する削減義務率の減少措置については、原則として廃止をするということで考えてございます。

ただし、既にこれまで認定をされてきた事業所の方々につきましては、その認定企業の中での排出削減計画に影響することも想定されますので、経過措置を設けることを検討してございます。

また、超過削減量の発行上限といったものが、ゼロエミッション化への取組意欲を阻害しないように、トップレベル認定事業所につきましては、超過削減量の発行上限を撤廃するというところで考えてございます。

その他、認定のための事務手続の簡素化、事業所の皆様からも御意見をいただいておりますので、そうした簡素化のことでとか、公表や広報の充実等をはじめといたしました、認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するような様々な取組を現在検討しているところでございます。

最後に、認定期間についてでございます。トップレベル認定事業所が削減義務率の減少を受ける期間は、原則として認定された年度が属する計画期間の終了まででございますけれども、可能な限り早期にトップレベル水準の排出削減の取組を促したいということから、第三計画期間においても、計画期間をまたいで、認定期間をトータルで5年間有効にすることを考えてございます。

その場合に、第四計画期間に入った時点からの削減義務率の減少率につきましては、現行のトップレベル事業所相当の認定区分の場合には5分の3、また準トップレベル相当の認定区分では5分の4ということで考えてございます。

以上がトップレベル事業所認定制度の改正内容となります。高村座長よろしくお願いたします。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどと同じように、事務局からいただいた議事(4)、資料5の御説明について、御質問、御意見をいただければと思います。御発言を御希望の先生方、いかがでしょ

うか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 私からは質問と要望とございまして、簡単なので、先に要望だけ先に申し上げますと、まず4ページ目の真ん中のグレーの中に、建築物計画書のデータを使って新築の物件については認定の審査を簡易にできるということで、PALとERRと未評価の技術を使って配点をして認定するというので、ここには具体的に数値は書いていないのですが、既にもう委員会の中で数値が出ています。もし可能であれば、パブリックコメントのときにその数字と、可能な範囲でバックデータ、何でこういった配点になったか、根拠が分かるような参考資料がついていると理解しやすいかと思いました。

同じように、5ページ目も第四計画期間の評価項目と配点が出ておりまして、この配点がどうしてこうなったのかについて、それについて意見を求めるというものではないのですが、参考資料的に理解しやすい資料がついているといいのではないかと、これも要望でございます。

質問については、3ページ目ですが、各カテゴリーごとに上から認定事業所のイメージと水準と必須項目と不合格要件が出ていまして、必須要件のほうはいいのですけれども、不合格要件についてあまり議論をしていなくて、これは新規の項目というのがカテゴリーのIV、Vということですが、今回トップレベル事業所の一番左のA、昔の準トップと呼ばれるもの。それから真ん中のAAの今のトップと呼ばれるもの、それについて新規の項目で不合格要件が2という数字が出ているのですけれども、これは取れそうなのか、大丈夫なのかなというのが、2というのは厳しくないですかというところを素朴に思ったので、ここを質問させていただきたいと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。幾つか御質問、御意見をいただいてから事務局にお答えをお願いしようと思います。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 今の遠藤委員の点と非常に似ているのですが、私どももこういった採点の仕組みを考えるとときには、これまでここ相当だった事業所が新しいのでやるとどこになるのかという簡単なシミュレーションを一緒に示すことが多いものですから、そういったものが何かあれば理解が進むかと思いました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。資料の4ですが、御質問、御意見いかがでしょうか。

それでは、今、遠藤委員、村上委員からいただいた御要望と御質問についてお願いできますでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 先生方、御意見ありがとうございます。まず、遠藤委員の御意見、計算方法ですとか配点の考え方といったところについては、パブコメ時に、私どもも説明資料としてきちんとお示しをして理解を深めていただけるような工夫をしたいと思っております。

また、御質問でいただきました不合格要件数でございますけれども、こちらは必須項目の数が新規のところではあまり多くないということがあるので、ちょうどこの表でいくと、これは区分Ⅰの場合の数字になりますけれども、ⅣとⅤでそれぞれ全体のうち一つと二つということになっておりますので、クリアすることはそれほど大変ではないのではないかと、ぜひやっていただきたいということを考えております。

ただ、括弧書きのところにありますとおり、設備等については竣工年等の要件の緩和とあったところもありますので、今後ガイドライン等で基準を細かく定めていく際に、そういったところも間違いなくきちんと確認しながら定めていきたいと考えてございます。

それから、村上委員から御意見のございました、この評価方法、基準が変わったときにどうなるのかということを示したほうがよいというお話でございます。私どもも、ちょうど遠藤委員も御参加いただいておりますトップレベルの検討会の中で、まさにそういったところも参考資料ということで、例えば、今までこういう点だった人が、こういう取組を追加するとこれぐらいの点数になって認定されると思われ、というような資料をお出ししておりますので、そうしたところについても御参考にしていただけるような工夫をしていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。お答えを受けて、何か追加で御質問などありましたら、あるいはこの資料につきまして、まだ御発言でない委員からも、もし何かございましたらお願いしたいと思います。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 5 ページを改めて見ておまして、正直やや思いつきという感じではあるのですが、再エネの利用、ゼロエミ化、さらに進んだ取組というところで、例えば電気の需要を最適化とかということを見ると、蓄電池とかというのも今後重要になってくるかなと思いました。需要家側の蓄電池を導入するとかという取組については、この中どこかで、例えばⅣの4のなのか、Ⅴの3のなのか、どこかで評価されるようになっているのでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 私はコメントですが、今の5 ページのところ、今回再エネの部分とゼロエミの配慮と入れられているのは大変いいと思うのですが、その中の電気の需要の最適化というのは極めて重要で、すぐには来年とかに起きることはないだろうとは思いますが、再エネが増えてくれば、どこで使うかというダイヤモンドリスポンズ的な考えを諸富委員がおっしゃっていましたが、たぶん極めて重要になる。

それから、2030年ぐらいまでに、たぶんCO₂の時間価値というところがかかなりでてくる可能性があるんで、CO₂の単位が低いときに電気やエネルギーを使うのだと、そういう考えがダイヤモンドリスポンズでは非常に重要なので、ぜひトップレベルの事業所にイノベー

シヨンの的な、何かカチカチ規制だけするというよりも、イノベーションを認めていって、世界の都市の中でもそういうものが出ているのだというようなものが、うまく評価できるようなことを入れていただけるといいのではないかと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしよろしければ、今、堀江委員、田辺委員から御質問と御意見をいただいたと思いますけれども、事務局、安達さんからでしょうか、お願いしてよろしいでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 先生方、御意見ありがとうございます。

まず、堀江委員の御質問でございますが、蓄電池がどこかで評価されるのかという御質問でございます。こちらにつきましては評価をいたします。具体的にはIVの柱の中で、まさに電気需要最適化、ダイヤモンドリスポンスの評価といったところで、そうしたダイヤモンドリスポンスに対応できるような設備が導入されているかどうか、小さい蓄電池ではなくもう少し大きな規模のものでないといけないと思いますけれども、そういった規模も含めてガイドラインをきちんと定めまして、上げ下げ両方に対応できる設備が導入されていれば満点評価、下げだけ対応できる設備であれば半分評価、というような形で、システム的能力というのでしょうか、機能に応じた配点なども考えながらきちんと評価することを考えているところでございます。

田辺委員のお話でございますけれども、ダイヤモンドリスポンス、まさにトップレベルの検討会の中でも、先生方からそこがとても重要だというお話をいただいて評価項目の設定をしているところでございます。

現時点で、まさに委員からお話があったとおり、どのぐらい、すぐに対応できるような事業者様なり、やり方があるかというところは、検討会の中でも議論があったのですが、例えば電気の契約にしても、今、インセンティブ型のダイヤモンドリスポンス契約というものがございまして、そういったものに関しては、きちんと契約書等で検証機関などが確認できるということがありますので、そういったものも積極的に評価をするというような項目を入れております。可能な限りそうした社会の変化についても、早期から対応していただける方が高い評価を得るといような工夫を積み重ねて検討してきたところでございますので、うまく事業所の皆様に御対応いただく形で、また、高い評価を得られる形で、進めていければと思っております。御意見ありがとうございます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかにも御意見、御質問はございますでしょうか。こちらのトップレベル事業所の認定制度の改正内容についてですけれども。よろしいでしょうか。最後に全体をもう一度、御意見、御質問があれば戻ってきたいと思えます。

では、こちらの議事(4)、資料5につきましては以上とさせていただきます。

(5) 中小規模事業所対策 地球温暖化対策報告書制度の制度強化について

○高村座長 続いて議事(5)地球温暖化対策報告書制度の制度強化、中小規模事業所対象について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 温暖化対策報告書担当の陣内でございます。

それではここから、報告書制度の制度強化について御説明をさせていただきます。

こちらは本資料の目次でございます。現行制度と比較して、新規、または拡充の項目が分かるようにしてございます。

初めに報告書制度の対象である都内の「中小規模事業書の現状」について御説明を申し上げます。資料左側の円グラフは、都内事業書におけるCO₂排出量の内訳となっております。冒頭でも出てきてございますけれども、業務・産業部門に占めます中小規模事業所分は部門の約60%、また報告書制度の義務提出のCO₂排出量は部門の約22%、任意提出分は約2%となっております。

資料右側の青い二つの円グラフは、義務提出に関する内訳になります。事業所数はおおよそ2万2,000事業所で、他社所有と自己所有の比率はおおよそ6対4となっております。そして事業者数につきましては272者、7割ほどが株式会社であり、57%の156者が上場株式会社となっております。

こちらは義務提出と任意提出の比較でございますけれども、事業所数では義務対任意が2対1となっておりますが、一方CO₂の排出量の比率では10対1となっております。そのため今回の制度改正につきましては、義務提出の報告データを基に検討を進めてまいりました。

次に、これまでの実績と最近の動向についてでございます。左側のグラフを御覧ください。折れ線グラフは2009年を100%とした場合の延べ床面積当たりのエネルギー消費量を示してございます。矢印が示すように、制度開始以来これまで低減をし、改善をしてまいりました。一方で、棒グラフはエネルギー消費量の総量ですが、都内の床面積の増加によりまして、こちらのほうはおおむね横ばいとなっております。

こうした中、中小規模事業所においても、気候変動に関する情報開示や自らの脱炭素行動が求められる動きが強まっており、都としても、こうした事業所の取組を後押ししていくことが求められていると考えてございます。

続きまして、都の2030年目標と制度強化の方向性についてです。資料の左側に主な三つの目標をお示ししています。温室効果ガスの2000年比50%削減、いわゆる2030カーボンハーフ、エネルギー消費量の2000年比35%程度削減、再エネ電気の利用が50%程度となっております。資料右上は、2050年のゼロエミッションを見据えた今後の取組のイメージになります。

これらを踏まえまして、下段にございますように、報告書制度では、都は2030年に向けた省エネ・再エネのそれぞれの達成水準を提示し、事業者は達成水準を踏まえまして、自ら推進計画を策定し、取組状況について毎年度報告をしていただくという制度強化を検討しております。

続きまして、2030年の達成水準、省エネについてです。達成水準は、事業者の取組と事業所の取組の二つをお示しいたしますので、そのどちらかを事業者が選択をいたします。

資料左側の事業者の取組ですが、2030年度の達成水準は、エネルギー消費量を2000年度比35%削減といたします。また比較の基準年につきましては、原則2000年度としながらも、都が示す基準年表から事業者が選択可能といたします。

次に、資料右側の事業所の取組ですが、2030年度の達成水準は、ベンチマーク適用事業所のエネルギー消費原単位がレンジAといたします。エネルギーベンチマークについては、今後制度開始前に各レンジごとのエネルギー消費原単位の具体的な数値をお示しする予定でございます。

また、下段については先進的取組と2030年度の達成水準についてです。先進的取組につきましても、有識者等の御意見を踏まえまして、制度開始前に都がお示しをいたします。さらに、2030年度実績において達成水準に到達しない場合であっても、先進的取組を実施するのと一定以上の条件を満たす場合は、水準達成とみなすことを検討しているところでございます。

続きまして、2030年度の達成水準、再エネについてです。達成水準は、事業者の取組と事業所の取組の二つをお示ししますので、そのどちらかを事業者が選択します。

資料左側の事業者の取組ですが、2030年度の達成水準は利用電力の再エネ電力割合が50%といたします。

次に、資料右側の事業所の取組ですが、2030年度の達成水準は、再エネ電力100%事業所の割合が20%といたします。

また、下段は先ほどの省エネと同じように、先進的取組につきましても有識者の意見を踏まえまして、制度開始前に都がお示しをいたします。さらに2030年度実績において達成水準に到達しない場合も、先進的取組を実施するのと一定以上の条件を満たす場合は、水準達成とみなすということで検討を進めてまいります。

続きまして、こちらは報告・公表と評価の制度改正を一覧にまとめたものです。赤字が新規項目となりますが、特に積極的な事業者の取組を後押しするため、都による公表におきましてはオープンデータ化や最新実績値の情報提供をはじめ、優良事業者の評価やカーボンレポートなど対策状況のさらなる見える化を図ってまいります。

こちらの資料は、事業所に関する報告項目の一覧でございます。表の右側に都による公表、事業者による公表の有無を示してございます。赤字は新規の報告項目となります。主な追加項目として、建物の築年、再エネ利用の状況、エネルギー消費状況などがあり、さらに任意の報告項目として、事業所の省エネルギー改修年度などが挙げられます。

また、これら報告項目の増加に伴う報告書の作成にかかる負担の軽減に向けて、オンライン入力の入力方法など、今後詳細を検討してまいります。

次に、事業者に関する報告項目の一覧です。表の右側による都による公表、事業者による公表の有無を示してございます。赤字は新規項目です。主な追加項目といたしまして、

エネルギー消費量、実係数による CO2 排出量、再エネの利用状況、2030 年に出た推進計画、取組状況がありますが、さらに任意の報告項目として、Scope 別の CO2 排出量、CO2 削減目標などを追加いたします。こちらについても、オンライン入力等を活用した作成により負担軽減等を引き続き検討してまいりたいと思います。

続きまして、優良事業者の評価制度の改正についてです。2030 年以前に都が示す 2030 年の達成水準に到達した事業者を評価することで、事業者の早期で積極的な取組を後押しすることを目的としています。評価においては、達成水準が示される省エネ、再エネ、CO2 削減を加えた三つの指標における評価といたしまして、カーボンハーフに向けた着実な取組を促進いたします。

評価ランクは 2 段階といたしまして、2030 年の達成水準への到達を基本とし、さらに上位の評価では、2050 年のゼロエミッションにつながる設備投資などの先進的取組を一定割合以上の事業所で実施する事業者とすることといたします。特に再エネの先進的取組におきましては、都の制度強化の方向性を踏まえまして、オンサイト・オフサイトの追加性のある再エネの導入を必須条件といたします。

なお、評価ランクの名称や優良事業者ロゴマークについては今後検討いたします。

続きまして、事業所向けカーボンレポートの改正についてです。事業所の対策につきまして、CO2、省エネ、再エネ、三つの指標からベンチマーク等を活用いたしまして表示をし、2030 年の達成水準や、事業者向けの評価基準等の関連を明確になるようにした上で、表示例を工夫してまいります。資料左下に新たなカーボンレポートの提出項目案を示しており、赤字が新規項目になります。

資料右側の青い囲み部分にベンチマーク等の 3 指標の考え方をお示ししております。カーボンベンチマークは CO2 排出原単位、エネルギーベンチマークはエネルギー消費原単位、再エネ電気利用レベルでは再エネ電気の利用率、各々 7 段階のレンジで分類しております。

最上位のレンジ A+ではゼロエミレベル、2 番目の A では 2030 年達成水準レベル、3 番目の B では 2030 年達成水準まであと一歩などと設定をさせていただくことで、取組状況のさらなる見える化を図りたいと考えております。

また、資料右下にこの三つの指標を活用した表示例をお示ししておりますが、詳細は今後検討してまいります。

続きまして、カーボンレポートの参考情報についてです。各事業所の取組状況は、毎年度のカーボンレポートによる見える化をするとともに、都内事業所全体の達成状況を把握できるよう、毎年度業種区分ごとに達成状況をホームページに掲載したいと考えてございます。

提供する情報といたしましては、資料中段にありますように、2030 年達成水準レベル以上のレンジ A、及びレンジ A+に到達した事業所数とその割合等の一覧を公表したいと考えてございます。

続きまして、低炭素モデルビル事業の改正についてです。制度強化に伴いまして、CO2削減、省エネ、再エネについて優れた取組等を行うビルについて、認定・公表することで優良ビルを後押しするとともに、都内中小ビルの脱炭素化の促進を図ります。

2050年ゼロエミにつながる積極的な対策を実施している中小ビルをモデルビルとして認定し、事業名も「脱炭素化モデルビル」へと変更いたします。

対象につきましては、現行制度の対象であるテナントビルから始め、段階的に拡大を予定いたしますが、制度の詳細は有識者の御意見を踏まえながら、今後検討してまいります。

最後に、3指標における最新実績値の情報提供についてです。毎年度の報告データを、CO2削減、省エネ、再エネの3指標に反映し、業種区分ごとに最新実績値を情報提供いたします。先ほど御説明いたしました2030年度達成水準の進捗状況を確認するカーボンレポートの参考情報とは別に、これらの最新実績値を提供することにより、事業者は同一業種区分の最新の平均値、最上位の値などを確認することができ、より対策の促進につながるものと考えます。

以上が資料6の説明となります。高村座長、どうぞよろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。それでは資料の6、今、陣内さんから御紹介いただいた地球温暖化対策報告書制度の制度強化、中小規模事業所対策について御意見をいただければと思います。同じように、御発言を御希望の委員の皆様、手挙げ機能で教えていただければと思います。よろしく願いします。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 私から1点だけですが、まず、全体的にはこの制度だけではないのですが、今までの先生方の御意見を取り入れられて、非常にうまくまとまってきていると思っております。

そういう中で、カーボンレポートのところで、特に何ページのここということではないですが、この制度はエネルギー消費の実績値に基づいたエネルギー格付という意味で、国より先行している貴重な制度だと思うのですが、実際にこのカーボンレポートがビルに貼られているというのは、残念ながらあまり見たことがないというところがありまして、その一つの最大の理由というのが、事業者が自分が入力した数字というだけで、この数値が第三者の検証を経ていないというところではないかと思っております。

そういった意味で、全部ではないにしても希望した事業者が、比較的簡易な第三者検証を受けられるような制度をつくると、より使われるようになるのかと思っております。大きな流れとしましても、上場企業などは、有価証券報告書の中などでCO2の排出量を含むサステナビリティ情報開示というものに保証が求められるということになってきておりますので、このCO2を含む、サステナビリティ情報というのが財務情報に並ぶ非常に重要な情報だと、従って正確性が求められるという世の中になってきておりますので、こちらについても、そういった第三者検証の制度を一部でいいので取り入れることを、今後ということですが、御検討いただければと思っております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 これは今さらな質問で申し訳ないのですが、幾つか今後の検討事項を、というのが、デザインのなとところとか詳細の部分であったかと思うのですが、それはいつ頃であるかを御質問させていただきたいです。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 まず、非常に検討されていて面白い、カーボン、エネルギー、再エネの三つがそろったラベルになっていて、極めていいなと思いました。

先ほど堀江委員がおっしゃいましたけれども、例えば、アメリカの EPA のエネルギースターのマークとかは、きれいにビルに掲げたりしています。こういうような少し良いデザインにさせていただいて、建物や、コンビニや、レストランといったところにつくようなものができていくといいなと思います。三者制も非常に重要だと思います。

また 3 ページを見ていただくと、東証プライムはたぶん上場が 1,800 ぐらいでしたか、そのぐらいかと思うのですが、ここでは 139 者が入っているので 1 割は行かないけれども、そのぐらいいらっしゃる。次の REIT とその他のプライム市場に上場している方々がどのぐらいいるかをぜひ調べていただいて、その方々が、先ほどの中小の零細ではないので、超過するクレジットをもらうのはやはりおかしいですし、エネルギー消費量かどちらかで、プライム・スタンダードぐらいでスクリーニングされるといいのではないかと思います。たぶんプライムに上場しているけれども、先ほどの全体が 3,000kL 以下のところは出したというところはいらっしゃると思うので、そういう制度になっていくといいかなと。

本当に毎回毎回ものすごくいっぱい言って、よく応えていただいて、非常に面白い制度になって、皆さんに推される制度になるのではないかと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。プライム上場は、先生がおっしゃったように約 1,800 社だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見がございましたら教えていただければと思いますが、もしなければ、堀江委員、村上委員、田辺委員の御意見、御質問について、陣内さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 高村先生、ありがとうございます。それでは、御質問に御回答させていただきます。

まず、堀江委員から御指摘のありました、カーボンレポートの希望する事業者には、一部検証をかけてはどうかというような御意見だったと思います。確かに、残念ながら現行のカーボンレポートは、私も実際に貼られたのを見たことがなくて、そういったことも含めて田辺委員のほうからもあった、もう少し素敵なデザインにするなり工夫をして、皆様のインセンティブになるような形で、御意見を踏まえまして今後検討させていただきます。

村上委員のほうで、「今後検討」という言葉が非常に多く出てくるがということで御指

摘をいただきましたけれども、一応 2025 年の 4 月から制度が施行ということになりますので、来年の上半期ぐらいまでには、重要なところはほぼお示しできるような形で準備を進めていきたいと考えてございます。

田辺先生から御指摘いただきましたように、先ほどより、中小クレジットの制度の中でも中小企業とは何かということなどもありますし、これから先、脱炭素化の取組も、中小企業、中小規模事業所みんなで取り組んでいかなければいけない中で、そういったところで後退に見えないように、もう一度任意のほうの事業者についてもしっかりと中身を見て、取組を進めていただくところは進めていただくといった形で整理をしていきたいと思っていますので、引き続き検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。先生方、今お答えを事務局からいただきましたけれども、ただいまの資料 6 について、ほかに御意見、御質問がございましたら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではお約束どおり、今資料の順を追って先生方に御議論をいただいてまいりましたけれども、これまでの議論を踏まえて、発言をし忘れていたこと、あるいは御質問などありましたら、全体を通していただきたいと思えます。

その前に、先ほど中小企業、中小規模事業所というところの定義の話、スコープの話が議論になったかと思えます。こちらのところ、事務局の大谷さんのほうから少し補足の御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○大谷総量削減課長 高村座長、ありがとうございます。堀江委員から、投資法人が中小企業に該当するかどうかという御質問をいただきましたので御回答させていただければと思います。結論から申し上げますと、不動産投資法人につきましては、このキャップ&トレード制度上の中小企業には含まれないという形になります。ガイドライン等で、制度上の中小企業等につきましては、中小企業基本法で規定される中小企業者に限定をさせていただきますので、堀江先生御指摘の不動産投資法人については、中小企業に含まれない、総量義務の対象になってくるという整理をさせていただきます。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。先ほどの議論の中で、堀江委員から御質問があったところでもありますけれども、堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 たしか何回か前にも同じような御質問をして同じような回答をいただいたと記憶しています。私の質問の趣旨は、投資法人だけではなく、中小企業法の中小企業の定義というところを皆さんに教えていただけると、なるほど投資法人はそこからは外れているのだけれども、ひょっとして、こういうケースが中小企業の中に本当は大企業だけれども紛れてしまっているのではないかというところを、もう一度考えたほうがいいかなということでございます。

○高村座長 ありがとうございます。大谷さん、何かフォローアップのお答えはございますか。

○大谷総量削減課長 一言で「中小企業」と表記しているケースが多いので、なるべく分かりやすく定義等を伝えるようにして、これから発信等の場合において工夫をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○高村座長 ほかにいかがでしょうか。今申し上げました全体を通して順を追って確認をしてみましたが、追加で、あるいは御質問へのお答えに対してのフォローアップの御質問、御発言でも結構でございますが、いかがでしょうか。

大谷さん、お願いいたします。

○大谷総量削減課長 先ほど議論がいくつかいただきましたダイヤモンドリスponsについて補足をさせていただければと思います。キャップ&トレード制度上では、先ほど申し上げましたように、トップレベル事業所と報告書制度においてそれぞれ評価する仕組みを設けておりますけれども、それ以外にも、東京都の施策といたしましては、企業と家庭それぞれダイヤモンドリスponsをしていただいた場合に、家庭の場合はポイントを付与する事業ですとか、企業に対してはインセンティブとして助成金や機器の導入等の支援等も行っておりまして、キャップ&トレード制度とともに他の制度により、東京都全体としてもダイヤモンドリスponsについて導入促進に取り組んでいるということで、補足で御説明をさせていただきました。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。今キャップ&トレード制度の下でとおっしゃったのですが、特に義務をもって、削減義務を負っている人たちの義務率に影響を与えるような形ではないけれども、トップレベル事業所等のところで評価の項目に入っていると、そういう整理をしていただいたということですね。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 これも前に説明の中に入っていたかも分からないのですが、中小の報告書制度で出てきたいろいろなデータについて、オープンデータを公表するということですが、これはキャップアンドトレードのほうでデジタルツインと言われるところに乗っかるみたいなのは取りあえず説明はあったのですが、中小の報告書制度のデータについては、デジタルツインのほうに乗っかってくるようなこともあるのかなのか教えていただけますでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見、御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは今、遠藤委員がお尋ねになったオープンデータの公表のところは、事務局からどなたになりましょうか。陣内さんでしょうか。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 オープンデータ化のデータにつきましては、都のホームページで掲載としているところですが、ほかにもデジタルツインですとか、都において情報発信に努めておりますので、デジタルツインのところまで正直申し上げてまだ検討していなかったのですが、できるだけオープンデータに触れていただけるよう検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 先ほどの質問に関連して、トップレベルのほうで不合格要件の話をしていただいたのですが、必須になった 3 項目について、具体的にこれとこれとこれが新しく必須になりましたよということは、パブコメにはその内容が入っていたほうが良いと思ってコメントさせていただきました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。事務局から、こちらの点はいかがでしょう。安達さん、お願いします。

○安達排出量取引担当課長 遠藤委員、ありがとうございます。トップレベル事業所の新設項目、あるいは既存の項目ですと一部廃止のものもありますので、参考資料として現時点での項目一覧のようなものをお示しするという形で、今のお話にはお答えできるかと考えてございますが、そのような趣旨で大丈夫でしょうか。

○遠藤委員 新しく必須項目になったところだけは、しっかりパブコメの資料のほうに、簡潔にでも入れておいたほうが良いかなと思いました。

○安達排出量取引担当課長 御趣旨、理解をいたしました。検討させていただきます。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。繰り返しですけれども、ほかに全体を通して御発言の御希望はございますか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。本日これまで議論してきた制度、全体像から始まってそれぞれの制度の改正、強化の方向性について、具体的な内容について確認をしてまいりました。これまでの検討会での議論を丁寧に反映していただいていると思います。

基本的な事務局から検討の整理について、根本的な異論はなかったと思いますけれども、幾つか、先ほどの中小企業、あるいは中小規模事業所等々の整理などが一つの例かと思えますけれども、本日事務局に対してパブリックコメントにかける際の公表の仕方、あるいはもう少し検討してもらう点など幾つか御指摘をいただいているかと思えます。

もしよろしければ、先ほど事務局からこの後のスケジュールについても御提案をいただいておりますけれども、やはり大変重要な制度の改正の検討をしてまいりましたので、これまで重ねて議論してきたものを今整理をしていただいている、それをできるだけパブリックコメントの形でより広く意見を聴くプロセスに入りたいと思います。そうすることで、そこで出していただいた様々な意見を踏まえて、改めてこの整理の内容について、この検討会の場で議論をしていくというのがよいかと思っております。

そういう観点から、本日いただいた御指摘、それから御意見などについて、もしお許しをいただければ、座長の私のほうに、このパブリックコメントにかけるものに対しての反映の仕方については御一任をいただけないかと思っております。反映をしたことについて確認をした上で、先ほど申し上げました広く都民の皆様の御意見をいただく、そうした段

階に移ってまいりたいと思います。そのような形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

ありがとうございます。それでは、事務局の方には、まずパブリックコメントに向けて、今いただいた意見の反映、中間の取りまとめという形でまとめていただいて、パブリックコメントにかけていただくと。併せて、パブリックコメントで出てきた様々な意見を踏まえて、また改めてこの検討会のところでその内容を確認ができるような取りまとめの作業を行っていただきたいと思っております。

本日の議事について、予定していたものは以上でございますけれども、堀江委員、御発言を御希望でしょうか。お願いいたします。

○堀江委員 最後に恐縮でございます。先ほどの中小企業のところの続きですが、投資法人というのは恐らく会社法上の会社にならないので中小企業にもならないということだと思うのですが、投資のスキームだと、合同会社というのが使われることがよくあります。合同会社は恐らく会社法上の会社なので、中小企業法上の資本金とか、あるいは従業員が小さいということが入ってきてしまうのではないかと思いますので、そのあたりも見ていただいたほうがいかなと思います。

○高村座長 ありがとうございます。中間の取りまとめに向けて今日の一つの重要な残っている検討事項だと思っておりますので、今の御発言も記録をして、どのように反映できるか検討させていただきたいと思っております。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これで本日予定していた議事すべて検討を終えたということで、進行を事務局にお返ししたいと思います。大変長い時間、しかし貴重な御指摘、御意見をいただいてどうもありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

○大谷総量削減課長 高村座長、そして委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日頂戴いたしました御意見を踏まえまして、今後パブリックコメントに向けて準備をさせていただきまして、第四計画期間の制度の取りまとめに向けまして進めてまいりたいと思っております。

スケジュールにつきましては、冒頭御説明させていただきましたけれども、改めて概要のみお伝えさせていただきますと、資料の一番下でございますけれども、本日が第6回の検討会でございますけれども、来月5月以降に本日の御意見も踏まえましてパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメントにおける御意見等も踏まえまして、各制度の改正事項について取りまとめを行い、決定事項の公表、また必要な事項につきましては条例改正手続等に進めてまいりたいと考えてございます。

3 閉会

○大谷総量削減課長 それでは、以上をもちまして、本日の検討会は終了させていただきます。

ます。

本日はお忙しい中、検討会のほうに御参加いただき、どうもありがとうございました。

(了)